平成２５年（フ）第８８８号
神奈川県鎌倉市腰越1577番地２
債務者　藤井　和洋
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９６号
横浜市磯子区岡村５丁目２番５号
債務者　吉見　　強
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５３９号
東京都あきる野市草花1086―４
債務者　渡邊　弘江
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９４号
東京都世田谷区桜上水２丁目22―18　宮前荘１―Ｂ
債務者　田村　道夫
１　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３４号
東京都江戸川区松江７丁目25―９―103
破産者　松本　忠志
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２号
千葉県印旛郡栄町須賀1957番地の１
破産者　浮嶋　定彦
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４７６号
愛知県小牧市大字西之島字申塚1102番地の１
破産者　有限会社布目アルミ鋳造所
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２９２号
大阪市西区江戸堀１丁目10番27号
破産者　ハイドロテック株式会社（旧商号ハイドロテック有限会社）
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８号
神戸市東灘区住吉台４番５―804号
破産者　有限会社ラピスコーポレーション
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０号
福岡県久留米市南薫西町1995番地の３
破産者　有限会社横溝洋服店
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４７３号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森80番地１
破産者　カセツ産業株式会社
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０３号
静岡県伊東市八幡野1127番地の34
破産者　有限会社東進建設
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県たつの市龍野町宮脇187番地
破産者　株式会社レスレック
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３４４号
和歌山市本町１丁目32番地
破産者　株式会社網与商店
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９号
愛媛県宇和島市朝日町４丁目５番26号
破産者　合資会社伊藤商店
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第５７号
愛媛県宇和島市高串３番耕地110番地６
破産者　有限会社かじわら
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４８６号
神奈川県座間市栗原中央２丁目２番１号、開始決定時の住所川崎市宮前区初山２丁目７番30号
破産者　木村　　敬
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８６号
川崎市高津区子母口783番地　県営子母口プラザハイム４―301
破産者　渡邊　　進
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係